

全九州トランポリン連盟規約

第 1条	名 称	この会を全九州トランポリン連盟とする。(以下連盟と呼ぶ)
第 2条	所在地	この会の事務局は、
第 3条	目 的	この会は各県協会相互の連絡を図り、協会に共通する問題进行处理するとともにトランポリン運動の普及と発展をはかる事を目的とする。
第 4条	役 員	この会に、次の役員を置く。 会 長 1名 理 事 長 1名 理 事 若干名 事務局 長 1名 監 査 2名
第 5条	会 員	この会の会員は九州地域の各県協会理事長が推薦した者とする。
第 6条	専 門 チ ャ ッム	この会には役員及び会員で構成された以下の専門チームを置く。 事務チーム、競技チーム、普及チーム
第 7条	役 員 の任期	役員及び専門チーム構成員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
第 8条	会 長	会長は会を代表して運営する。
第 9条	会 議	会は毎年1回総会を開催し、この会の重要事項について審議する。 会は出席者の過半数の同意をもって決定する。
第10条	会 計	連盟の経費は、負担金、補助金、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第11条	規約の 改の正	この規約は、理事の過半数の同意をもって改正することができる。
第12条	活 動 手 当	九州連盟主催行事等に関する活動手当の上限は3,000円/日とする。
附 則		本規約は平成19年 4月 1日より執行する。 本規約は平成22年12月19日に一部改定する。